

マルナカ丸亀店 (No.1233)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 7 月 25 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 5 年 3 月 6 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ丸亀店
丸亀市中府町二丁目 1211 番 1 外
- 3 法第 8 条第 1 項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・ 施工時に下流水路へ濁水等を流さないように対策すること。
 - ・ 周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないように配慮すること。
 - ・ 該当する場合、騒音規制法・振動規制法に基づく届出を行うこと。また、環境面において、近隣住民への配慮を十分に行うこと。大規模小売業は丸亀市公害防止条例の工場等の指定業種に該当するため、必要な届出を行うこと。特に夜間騒音について、規制基準を満足させること。騒音等の苦情が発生した際には誠意をもって対応すること。
 - ・ 地域雇用の確保に努めること。
 - ・ 地元業者の積極的な利用に努めること。
 - ・ 駐車場の設置にあたり、駐車場法施行令に定める技術的基準に適合させること。
 - ・ 駐輪場の設置にあたり、丸亀市自転車等の安全利用に関する条例に適合させること。
 - ・ 大型車両等の通行で市道を損傷した場合は、原因者で早急に復旧すること。通行により、土砂等で市道や水路を汚した場合は早急に清掃を行うこと。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間： 令和 5 年 7 月 25 日から令和 5 年 8 月 25 日まで